

日本デジタル研究所 株主総会議事要旨

2016.6.29

日時 ; 2016.6.29 10:00~11:45

場所 : JDL 本社 7 階

株主総数	7,286 名	株式総数	33,952,089 株
議決権行使可能株主数	6,229 名	行使可能議決権数	338,517 個
出席株主数	1,773 名	出席株主議決権数	297,671 個

1. 監査役報告

2. 報告事項の報告

3. 決議事項の議案説明

会社提案第 1 号議案から第 4 号議案までを議長が説明

第 5 号議案及び第 6 号議案について議長が招集通知を読み上げ、提案株主である当社が補足説明

「我々は、定款変更と、増配と今後の機動的な資本政策のための利益準備金の項目の振替を提案しています。

まず、定款変更では、二つの提案をしています。

第一に、第 5 議案の当社定款の事業目的変更は、定期航空運送事業からの撤退を目的とします。当社の連結子会社であるアイベックスエアラインズ株主会社において同事業を営んでいますが、この事業から撤退すべきと考えます。理由は、

(ア) 元々は、当社の代表取締役である前澤社長個人が主導して平成 11 年のアイベックスエアラインズ社設立時に投資し、その後同社が経営不振となり、JDL が救済して子会社化しました。JDL の主力業務であるコンピュータシステム事業と定期航空運送事業との間には業務上の相乗効果は全く存在しないのですから、当社が保有する意義は無く、JDL が保有するアイベックスエアラインズ社株式は、前澤社長個人又はその他の買い手に売却すべきです。

(イ) アイベックスエアラインズ社の全便が全日本空輸、ANA とのコードシェア便であり、搭乗券の販売業務も全日空に委託されています。この結果、平成 27 年 3 月期の同社の売上の 97% 超が全日空に対するものです。数字は招集通知では 27 / 3 期ですが、28 / 3 期で申し上げます。平成 2

8年3月期のJDL単体の売上高経常利益率は前年の26%から大きく下がったといえ約19%ですが、アイベックスエアラインズ社のそれは約1.4%しかありません。

以上の通り、アイベックスエアラインズ社の事業は全日空に依存している以上はJDLの経営能力で企業価値を向上させることは困難であり、かつ、利益率も低いため、当社がアイベックスエアラインズ社を子会社として保有する意義はありません。

(ウ) 平成28年3月末現在、JDL単体の有利子負債は0.3億円で過ぎません。したがって、同時期の連結ベースでの有利子負債約169億円は、ほぼアイベックスエアラインズ社のものです。

当社がアイベックスエアラインズ社を売却すれば、債務の大きい連結子会社が無くなると共に当社からの支援も不要となります。当社は、単体で現金類似物を非常に潤沢に保有していますが、アイベックスエアラインズ社への支援が不要となれば、潤沢な現金類似物をより一層自由に使用することができることになります。

なお、事業目的の一部削除に関する定款変更は、平成29年4月1日付で発効するものとし、当社は、それまでの間にアイベックスエアラインズ社株式を売却することになります。

第二に、第5号議案の当社定款の新設条文については、当社の情報開示と株主との対話の改善についての定款変更案です。

これは、自主的にやっていただけたら定款変更する必要は無いのですが、中々やっていただけないので、定款変更を提案しています。

当社は、決算説明会を一切開催せず、また、中期経営計画の策定とその開示も行っておりません。また、代表取締役、常勤取締役、社外取締役のいずれもが、株主である我々との面談を拒否しています。一切面談していただけないというのは、私の長い投資経験でも、当社だけです。当社の株主への対応は異常であると思っています。

そこで、定款に、「決算説明会の開催に加え、『コーポレートガバナンス原則5-2』に定める中期経営計画の策定・公表を実施する」と定めることにより、今後の当社の上場会社としての情報開示の改善を目指すものです。

さらに、定款に『コーポレートガバナンス原則5-1株主との対話』に定める、代表取締役、常勤取締役及び社外取締役と株主との対話について実施する」と定め、株主との建設的な対話を推進しようとするものです。

次に、第6号議案の期末配当に関する提案のご説明をします。これは、期末配当を20円ではなく55円とする大幅な増配を提案しています。年間で一株当たり75円の配当となります。当社は、本年3月末現在で、連結ベースで、

現預金 399 億円、金銭債権信託受益権 140 億円、投資有価証券 107 億円と、合計で約 646 億円の現金類似資産を保有しています。

当社の連結の売上高の約 2 倍にあたる金額ですから、これらの保有現金等がいかに巨額なものかが判ります。

一方で、連結ベースでの有利子負債は殆どが子会社のアイベックスエアラインズのものですが、リース債務などで約 169 億円です。これら有利子負債を 646 億円の現金類似資産から差し引いても 477 億円と、なお巨額です。会社の規模に比べ現金類似物の保有が多いという、上場企業の中でも異色の存在です。

今は、金利がゼロ又はマイナスの時代です。現金類似資産を積み上げても、実質的には資産価値が目減りするリスクもあります。

以上ご説明申し上げました通り、当社はこれ以上の内部留保の積み上げは必要ありません。また、期間収益を配分するだけです。当社の財務状況も盤石なままです。

我々としては、この増配により、株主としては、受け取る配当金の増加に加えて、株価の上昇も期待できると信じております。

最後に、第 6 号議案の剰余金の処分に関する提案ですが、利益剰余金の項目を振替えるものです。

利益剰余金のうち別途積立金については、用途や目的を定めない任意の積立金として当社の企業規模からは異常に巨額のものであります。当社の株価が長期間に亘り低迷しており、昨日の株価で PBR 0.57 倍です。純資産を持ち過ぎではないかと思えますし、自社株買いを行うべきと思えます。この現状に鑑み、これを取り崩して繰越利益剰余金を補填いたします。したがって、取締役会決議による機動的かつ大規模な自己株式取得が可能となるように利益剰余金の項目を振り替えるものであります。

株主の皆様におかれましては、我々の株主提案にご賛同いただけますよう、お願いいたします。

我々の株主提案が通れば、事業の選択と集中、これはアイベックスエアラインズを売却するということです、情報開示と IR の改善、そして大幅増配が実現し、自社株取得も行っていただければ、当社の株主価値は大きく向上すると信じております。

また、株主提案に対するご質問などもありましたら、この後の質疑の時間にお受けしたいと存じます。

ありがとうございました。」

議長が取締役会の反対意見を読み上げ。



#### 4. 質疑応答 (当社 丸木の質疑に係るもののみ簡潔に掲載)

<丸木>業績について質問します。

平成 27 年 3 月期、28 年 3 月期と連続して大幅減益でした。この 2 期で業績予想を 5 回も下方修正しました。特に 28 年 3 月期は、27/5/15 の決算発表時に公表した 28/3 期の業績予想を、10/26、1/29、そして 5/13 の決算発表時と 3 回も下方修正しました。何故、このように業績が悪化したのでしょうか、先ほどのご報告でも、業績悪化に関連する記述は判りにくいです。例えば、

「当社マーケットの需要は、本来、安定している」が「システムの買い替えが進み、翌期や翌々期の需要の一部が前倒しになった」ために売上げが減ったということでしょうか。「現在、売上が低調な状況は、マーケット拡大の一面」というのも良く判りません。詳しい説明をお願いします。

<議長> 当社の売上げは、年間 200～210 億円が平均的な数字。1 万件の顧客が 5 年に一度買い替えを行うのが通常。5 年リースの顧客が多い。しかし、26/3 期、27/3 期と売上げが 235 億円、223 億円で 28/3 期が 200 億円を少し下回った。これは、当社の新製品が高い評価を受けたため、3～4 年での買い替えが進んだことによる。

リプレースは年 2000 件程度であるが、28/3 期は 1500～1600 件と減ってしまった。このリプレース需要を見誤ったことが原因である。

来年度以降、取り戻せると考えている。同じ轍を踏まないようにしたい。

当社の顧客は大変狭いマーケットであり、顧客の信頼で継続していただくことが重要。そのためにも 5 年毎に良い製品を出していかなければならない。

<丸木> 確認だが、招集通知には「当社の売上げは 4 年周期」と記載されているが、実際は 5 年周期で、2 年前から 3～4 年の買い替えが進んだ反動である、との理解で良いか。

<議長> そうです。

<丸木> 経営計画、情報開示等について質問します。

昨年、一昨年と私が中期経営計画を策定すべきではないかとの場で社長にお尋ねしました。社長は「他の業界とは違い、コンピュータ業界の 3 年後は見通せない。後でこう言ったじゃないかということになってしまう。私にお任せいただきたい。」とお答えになりました。当社が東証に提出しているコーポレートガバナンス報告書にも、同じ理由で中期経営計画を策定・開示しない旨記載しています。

私の知る限り、中期経営計画を策定しないと明言している上場企業はありません。当社の属する業界だけが特別に変化が速いわけではないし、ほとんどの上場企業は、苦心して中期計画を策定し、一所懸命それを達成する努力をしています。

ます。そして、達成できなかった場合には、その理由を説明するわけです。当社は中期計画を公表しないばかりか、(先ほどのようにお聞きすればお答えいただけるが)業績悪化の説明もおざなりです。上場企業の経営者として、やはり、樂をし過ぎているのではないかと思います。

上場企業というのは厳しいもので、計画を説明し、達成できたかできなかったかを、ちゃんと説明する必要があります。先ほど、従業員が大事であると言われてきましたが、一般株主も同等以上に大事にさせていただきたい。当社に資産を預けているわけですから。そうであれば、今後の経営計画も直近の業績も自ら詳しく説明するというので、株主を大切にしたいと思えます。

今後は、中期経営計画を策定・公表し、毎年その達成状況を会社説明会で説明し、さらに機関投資家や大株主には個別面談でも説明されたいかがでしょうか。

<議長>コンピュータ業界は日進月歩。当社の顧客は安定しているため、中期計画を立てるとしても、毎年同じようになる。新製品については、対外的にはシークレットである。

アップルやグーグルは売り上げ予想を発表しない。私もできることならしたいが、難しいのである。

当社は安定しているので、大きな変化はない。当社は右肩上がりの成長はしないが、長期にわたって安定している会社である。

<丸木>株主・投資家への対応について質問します。

株主提案でも申し上げましたが、当社は、常勤取締役、社外取締役のいずれの方も株主である我々と面談していただけません。

昨年7月9日に私が浅井(前)取締役と電話でお話しした際、浅井氏は「SC社は、当社の取締役に対して、違法行為の疑いがあると言って訴訟までしている。そういうところとは面談しない。」と言われました。

一方で、私は昨年の7月中旬頃に社外取締役の太田取締役に面談をお願いする手紙を出しましたが、前澤社長から「株主様、投資家の方々との対話(面談を含む)は、浅井取締役が対応致します」とのご返事を7月24日付の書面でいただきました。

その後、浅井氏に電話しましたが、「面談はしない。文書でのやり取りしかしない」と断られ、結果として面談できないままです。

要は、浅井氏が会わないと言われた後に、社長は浅井氏が面談すると書面で回答されたわけですが、浅井氏は再度我々との面談を断られたわけです。

何故、こんなことになったのでしょうか。当社は株主との対話は実施するとコーポレートガバナンス報告書に書いており、100歩譲って社長が会わないとして

も担当取締役も会わないのはおかしいと思います。

コーポレートガバナンス・コードの原則 1-1-③に、「上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることがないように配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及び役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。」との記載があります。要は、株主代表訴訟を提起する株主には、権利行使しやすいように配慮すべきと言っているのです。

当社が取締役との面談を希望する場合は、今後はどなたかが会っていただけるのでしょうか。

<議長>適時適切に対応するという事です。面談の方法には色々あり、書面による方法もあります。お応えしないということもあります。適切に、その判断は会社側で行います。

<丸木>当社は、本年2月16日に東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、昨年12月22日に提出した報告書を訂正して、原則5-1「株主との対話」を実施するとしています。この訂正は、我々が本年2月4日付の手紙で、記載すべき事項である「株主との対話」について不記載であると指摘をした直後ですので、我々の手紙も役に立って良かったと自負しております。

訂正した報告書の中で当社は「株主との対話は個別面談を基本とする。個別面談以外の手段としては、文書とする。」と記載しました。社長が言われたのはこのことでしょうか。しかし、当社の勝手な解釈で文書のみに対応を行っても、原則を実施していることにはなりません。

コーポレートガバナンス・コード補充原則5-1①には「経営陣幹部又は取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むことを基本とすべきである」と明記されています。繰り返しますが、コードには「面談」と明記されています。これをどう解釈しても、文書対応だけで良いことにはなりません。

したがって、今後も我々に対し文書のみで対応しようと考えているのならば、当社のコーポレートガバナンス報告書を訂正していただきたい。当社は、「株主との対話」は実施しないと記載すべきではないでしょうか。

<議長>面談をすべき株主さんかどうかは、当方で判断させていただきたい。100%面談しなければならないとは書いていない。ある程度会社の裁量があっても良い。

<丸木>特別な理由があれば面談しなくても良いでしょう。ただ、原則には「面談に臨むことを基本とすべきである」と書いてあります。それを適時適切にや

らなくても良いというのは、おかしい解釈です。少なくとも、当社の四半期決算の直後には、面談の希望があれば応えるべきだと思います。それもしないことがあるという意味ですか。

<議長> どういう方と面談をするか、会社も利益を確保しなければならないという目的があるので・・・

極力面談するが、書面によることもある。何が何でも書面によると決めているわけでもない。

<丸木> 株主には公平にと言われていたし、今後面談していただけるものと信じて面談の申し入れをしたいと思います。

社外取締役も面談すべきとコードには書かれており、当社がコーポレートガバナンス報告書を提出する前でしたが、去年、社外取締役である太田取締役に面談をお願いしたのですが、これは叶わなかったわけです。

太田取締役がかつて社外取締役を務めておられた日立製作所と当社を比較すると、投資家対応には天と地ほどの差があるように思います。上場企業である以上、会社の規模は違っても、投資家対応は同じであるべきだと思います。

太田取締役は、今後、株主・投資家とお会いになるつもりはありますか。また、太田取締役は、当社のこのような投資家対応についてどのようにお考えでしょうか。

<議長> (太田取締役は答えず、議長が回答) 太田取締役は、昨年、取締役になったばかりで会社の状況を十分に把握していないので、投資家に適切な返答はできない。まだ、投資家に会う時期にはなっていない。投資家対応は、広報担当取締役が行う。

<丸木> 社外取締役の方に、当社の業績や業務の内容などをお尋ねするわけがありません。そんなことはお尋ねしません。

私が社外取締役にお尋ねしたいことは、社外取締役の役割をどのようなものと考え、社外取締役としてどのような活動をしていただいているのか、ということです。

私は、昨年来、他の投資先企業の社外取締役の方々ともお会いしていますし、この4月以降は今までお会いしただけなかった複数の企業の社外取締役の方々とも会えるようになりました。コーポレートガバナンス報告書で株主との対話を実施すると記載した以上は会いましょうということです。

業務、業績については常勤のプロの方にお聞きすれば良く、社外取締役にはお聞きしません。

社長と私では、社外取締役の役割についての理解が全く異なっているようです。次の質問をします。あずみの乗馬苑についてお尋ねします。

HPを見ると、「一般の乗馬クラブとは異なり、私的な乗馬クラブ【(株)日本デ



【デジタル研究所 略称 J D L 乗馬クラブ】の活動拠点」となっています。  
この乗馬クラブに対し、当社が設立時及びその後に出した金額を教えてください。概数でも結構です。  
<議長>会社からの支出は一切ありません。社員が利用できるようにしているが、私個人で負担している。

<丸木>明快な答えをお聞きして安心しました。  
しかし、当社には、やはり他に社長の公私混同と疑われる取引があります。  
社長が公私混同と疑われる取引の事例として、子会社のアイベックスエアラインズがあります。アイベックスエアラインズについては、株主提案で売却することを提案しています。社長がパイロットで飛行機が好きだとしても、当社の子会社として持っている必要があるのかということ。子会社にしていることでメリットがあるとするならば、社長と関係者の気分がいい・気持ちが良いということくらいではないでしょうか。また、社長のお二人のお兄さんに対し当社の支払った報酬について違法の疑義があるため、我々は株主代表訴訟を行っております。そもそも、上場企業の税務顧問や建築設計士として社長の実の兄と契約すること自体、普通はやらないことだと思います。仮にやるとしても、社長の実の兄と会社が契約するとしても、報酬が妥当な金額であることのみならず、通常の契約以上に透明性の高いものとし、詳しい契約条件なども開示することが望まれます。他にも、社長の個人会社である有限会社ジェイディエル技研が営む損害保険代理店業務の顧客は当社の社員だけである等、社長は良かれと思ってやっていることもあるかもしれないが、どうしても社長の公私混同の行為が多いと感じております。私は、これらの公私混同の行為が、当社にコーポレート・ガバナンスが働いていないことの象徴的な事象であると思います。  
昨年 6 月に東証の規則となったコーポレートガバナンス・コードによれば、コーポレートガバナンスとは、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」と定義されています。  
なぜこのようなものが必要かといえば、人間は安きに流れてしまいがちだからです。経営者も、株主の利益のために、また、その他のステークホルダーのために働くという原則は判っていたとしても、楽な方へ、経営者自身の幸せを追求する方へと流れてしまうので、コーポレートガバナンス・コードという形で本来の目的のために働いてもらう規律や仕組みが明文化され、東京証券取引所の規則に取り入れられたわけです。  
このような社長の公私混同の取引は透明にさせていただき、さらに言えば、やめてもらいたいとも思います。アイベックスエアラインズも、そんなに社長が飛

行機がお好きなら、子会社ではなく、ご自身で持たれたら良いじゃないですか。お兄さんへの報酬についても、昔お世話になったのであれば、別の形で個人で報いて差し上げれば良いじゃないですか。会社から支払うのはやめてもらいたい。

社外取締役の皆さんには、そういう行為を諫めていただく役割があると思うのです。私の思う社外取締役の役割はこういうことが含まれますが、社長の思う社外取締役の役割について教えてください。

<議長> こういうことは、色々と制度で固めるのではなく、基本的には会社のトップの資質の問題である。私自身、私利私欲のためではなく、会社に貢献していきたい。

今まで、会社がこのような建物を建てることができた、会計事務所に対しJDLが会社としてここまで来ることができた、ということに対し、大きな貢献があった。身内・兄弟で仕事をしたら、それが全部悪であるというとらえ方は間違い。

身内だからこそ、頑張ってもらえた。

<丸木> 親族に報酬払ってはいけないと言っているのではなく、払うのであれば、透明性が必要だと言っています。昔の貢献に今、報いるのは変だと思いますし、それを何年か後に会社のお金で報いるのはおかしい。また、上場企業の社長が子会社の大株主になっている例は聞いたことがない。法律違反ではなくても、上場を認められないからです。

そのようなことを、監査役でも社外取締役でも、諫めてもらいたいのです。社長にも良く考えていただきたい。

最後の質問です。

昨年の当社の有価証券報告書によれば、取締役報酬総額2億3,247万円のうち、前澤社長が1億5,600万円を受領し、その他の7名が7,647万円を受け取っています。このように、当社の場合、前澤社長と他の取締役との間には、圧倒的は差があります。

社長の選任については、最近のセブン・アイ・ホールディングスやセコムに関する報道にもあるように指名委員会が目されるようになりました。また、オムロンのように、何年もの時間をかけて社外取締役が中心となって、社長の後継者を絞り込んでいく会社もあるようです。

当社も、取締役会が前澤社長の後任の社長候補を選ぶに際しては、社外取締役が中心となって数年かけて検討していただきたいと思います。

後任の社長候補をどのようなプロセスで絞り込み、選んでいくのか、当社のやり方を教えてください。

<議長> 大きな課題である。こういう方法だと申し上げられない。当社のビジ

ネスはコンピュータの開発力とマーケットのことが判らなければいけない。今の取締役の中にもそれぞれの分野では私以上の能力の方もいる、総合力では不十分だが、何年か後には個人の資質の優れた方にバトンタッチしたい。

<丸木>こうやって、総会では話ができるわけで、普段から私と面談いただいても良いのではないか。ご検討いただきたい。

<議長>はい。

<丸木>議案について意見を申し上げます。第4号議案に反対します。取締役の退職金を支払うこと自体に反対するわけではないが、金額が明示されないものは反対します。

## 5. 採決

第1号議案から第4号議案までは、賛成多数で可決。

第5号議案と第6号議案は、反対多数で否決。

以上